

令和8年 第5回米子市教育委員会定例会会議録

日 時 令和8年3月26日（木）午前10時
場 所 教育委員会室

出席した教育委員会教育長及び委員の氏名

浦 林 実（教育長）
白 井 靖 二
荒 川 陽 子
塩 地 淳 子
永 井 善 郎

説明のため出席した職員の職氏名

事務局長	長谷川 和 秀
事務局次長兼こども施設課長	矢 野 伴 典
事務局次長兼こども支援課長	長 尾 理 恵
事務局次長兼学校教育課長	仲 倉 昭 雄
経済部次長兼スポーツ振興課長	成 田 博 顕
こども政策課長	永 榮 一 博
生涯学習課長	田 中 崇 詞
学校給食課長	長谷川 百合子
文化振興課長	大 塚 一 平
こども政策課長補佐	井 原 聡 史
こども政策課長補佐	遠 藤 幸 子
こども施設課長補佐	前 畑 昇 吾
学校教育課長補佐	平 野 勝 久
こども政策課室長	木 村 俊 文
こども政策課担当課長補佐	佐 藤 祐 佳
学校教育課担当課長補佐	鉄 尾 知 史
学校教育課担当課長補佐	山 中 卓
生涯学習課担当課長補佐	松 永 沙由里
こども政策課主任	前 田 万佑子

議事日程

第1 会議録署名委員の指名

第 2 前回の会議の会議録の承認

第 3 教育長の報告

第 4 議 事

議案第 2 2 号 米子市教育委員会の権限に属する事務の委任及び補助
執行に関する規則の一部を改正する規則の制定について

議案第 2 3 号 米子市立学校の管理運営に関する規則の一部を改正す
る規則の制定について

議案第 2 4 号 米子市日吉津村中学校組合の解散に伴う関係教育委員
会規則の整備に関する規則の制定について

議案第 2 5 号 米子市立学校事務専決及び代決規程の制定について

議案第 2 6 号 米子市立学校教職員の服務に関する規程の一部を改正
する規程の制定について

議案第 2 7 号 令和 8 年度米子市立学校学校運営協議会委員の任命に
ついて

議案第 2 8 号 米子市社会教育委員の委嘱について

議案第 2 9 号 米子市スポーツ推進委員の委嘱について

議案第 3 0 号 令和 8 年度米子市美保中学校区義務教育学校開校準備
委員会委員等の委嘱について

報告第 4 号 教育委員会の権限に属する事務に係る教育長の臨時代
理の報告について

開 会

午前 10 時

○浦林教育長 ただいまから、令和 8 年第 5 回米子市教育委員会定例会を開会いたします。

1 会議録署名委員の指名

○浦林教育長 それでは、日程第 1、会議録署名委員の指名を行います。
会議録署名委員に荒川委員を指名いたします。

2 前回の会議の会議録の承認

○浦林教育長 次に、日程第 2、前回の会議の会議録の承認に移ります。
前回の会議の概要について、事務局から報告をお願いします。
長谷川教育委員会事務局長。

○長谷川教育委員会事務局長 前回の会議の概要でございますが、まず、2 月 18 日に定例会が開催され、議案第 3 号「米子市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則の制定について」から議案第 16 号「工事請負契約の締結についての議決の一部変更について」までの 14 議案をご審議いただき、それぞれ、「付すべき意見なし」及び「原案のとおり承認」との審議結果でございました。

また、報告第 2 号「教育委員会の権限に属する事務に係る教育長の臨時代理の報告について」及び報告第 3 号「教育委員会の権限に属する事務に係る教育長の臨時代理の報告について」を報告いたしました。

次に、3 月 12 日に臨時会が開催され、議案第 17 号「米子市日吉津村中学校組合の解散に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について」から議案第 21 号「米子市教育委員会事務専決及び代決規程の一部を改正する規程の制定について」までの 5 議案をご審議いただき、それぞれ、「付すべき意見なし」及び「原案のとおり承認」との審議結果でございました。

前回の会議の概要は、以上でございます。

○浦林教育長 前回の会議の会議録を承認します。

3 教育長の報告

○浦林教育長 次に日程第 3、教育長の報告について、私から報告をいたします。
今日は、3 点報告をさせていただきます。

1つ目は、皆さんもご存知のことですが、米子市日吉津村中学校組合の解散についてです。2月5日に日吉津村の臨時議会、2月16日に米子市の臨時議会を経て、米子市日吉津村中学校組合が今年度いっぱい解散することとなりました。教育委員の皆様方にも、議案や報告等、大変お力添えいただき、そして箕蚊屋中学校の存続のためにも色々ご尽力をいただきました。ありがとうございました。閉校式は、先日24日、多くの皆様方をお迎えしまして、おごそかに開催ができました。ご出席をいただきました皆様、ありがとうございました。

なお、今度の開校式ですけれども、4月9日の8時45分からの予定となっております。可能でございましたら、ぜひご出席を賜ればと思います。

2点目は、卒業式についてです。3月10日には中学校、3月19日には小学校の卒業式を行いました。皆様方にはご出席のほど、お世話になりました。ありがとうございました。一人一人が自分の夢に向かって力強く進んでくれたらなと祈るような思いであります。

それから3点目は、教育委員の任期の更新です。昨日、議会最終日、荒川委員の再任について議会の同意がなされました。引き続き、また4年間お世話になります。よろしくお願いします。

あと、私事ですけれども、私のほうも再任されまして、あと3年間任期をいただいたということで、頑張っていきたいと思います。また引き続きよろしくお願いしたいと思います。

4 議事

○浦林教育長 日程第4 議事に入ります前にお諮りいたします。

報告第4号「教育委員会の権限に属する事務に係る教育長の臨時代理の報告について」を本日の議事に追加させていただきたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

○浦林教育長 異議がないようですので、報告第4号を追加いたします。

○浦林教育長 それでは、日程第4 議事に入ります。

議案第22号「米子市教育委員会の権限に属する事務の委任及び補助執行に関する規則の一部を改正する規則の制定について」を議題とします。

事務局から説明をお願いします。

永榮こども政策課長。

○永栄こども政策課長 議案第22号「米子市教育委員会の権限に属する事務の委任及び補助執行に関する規則の一部を改正する規則の制定について」ご説明申し上げます。

議案資料の3ページをご覧ください。3ページに議案の鑑文、続いて次のページ4ページに、規則の一部改正案、そして5ページに参考資料といたしまして改正理由及び改正内容を記載しております。

5ページを御覧ください。この度の改正につきましては、令和8年4月1日付組織機構改正により、市長部局の部内局である総合政策部淀江振興本部が廃止され、同局におかれております淀江振興課が淀江支所に置かれることに伴いまして、文化財の保護に関する事務を補助執行させる市長の補助機関である職員を定める規定につきまして、総合政策部淀江振興本部長を淀江支所長に改めるなどの所要の整備を行おうとするものでございます。

この規則は令和8年4月1日から施行することとしております。

説明は以上でございます。

○浦林教育長 質疑はございませんでしょうか。

(なしの声)

○浦林教育長 質疑がないようですので、採決いたします。

議案第22号については、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

○浦林教育長 異議がないようですので、議案第22号「米子市教育委員会の権限に属する事務の委任及び補助執行に関する規則の一部を改正する規則の制定について」は、原案のとおり承認することといたします。

○浦林教育長 次に、議案第23号「米子市立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則の制定について」を議題とします。

事務局から説明をお願いします。

平野学校教育課長補佐。

○平野学校教育課長補佐 議案第23号「米子市立学校の管理運営に関する規

則の一部を改正する規則の制定について」説明いたします。

6 ページをご覧ください。本議案は米子市立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 15 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり制定するものでございます。7 ページから 10 ページに規則を変えているところを入れております。

最後に説明として 11 ページをご確認いただけたらと思います。改正の理由としましては、令和 8 年度から新たに小学校に生徒指導主事を、小学校及び中学校に研修主事を置くことにするとともに、校長の権限に属する事務の一部の処理を副校長及び教頭に専決させることができることとするほか、所要の整備を行うため、改正しようとするものです。

改正の内容につきましては、職員の組織及び職務に関する規定において、中学校における部活動指導員の設置及びその職務を明示することとする。校長はその権限に属する事務の一部の処理を、別に定めるところにより、副校長及び教頭に専決させることができることとする。小学校に生徒指導主事を置くとともにその職務を定めることとする。小学校及び中学校に研修主事を置くとともに、その職務を定めることとする。勤務時間の割振り等、報告書の様式を改めることとすることです。

この規則は令和 8 年 4 月 1 日から施行することとなります。以上です。

○浦林教育長 質疑はございませんでしょうか。

荒川委員。

○荒川委員 教えていただきたいんですけど、中学校の部活動指導員の職務を明示するというので、今までも部活動指導員の方もあったと思うんですけど、今まではどうだったのか、今後はそこがどう変わるのかということと、あと小学校の生徒指導主事の職務を明示するっていうところで、小学校の生徒指導というのはあまりピンとこないんですけど、少しそこを教えていただきたいです。

○浦林教育長 平野学校教育課長補佐。

○平野学校教育課長補佐 まず、部活動指導員のこれまでのこととございますけれども、部活動指導員は平成 29 年の 4 月に制度化されておまして、学校教育法施行規則に規定されているものでございます。本市においても、この職に当たる者が近年増えてきたところであったり、令和 8 年度から新たに部活動改革推進期間になることから、校長の命を受け、部活動の技術指導や大会への引率等を行うことを職務とする部活動指導員を、この度、本市の管理規則の中に明記し

たというところでございます。それが1つ目でございます。

あと、生徒指導主事についてですけれども、中学校の方には生徒指導主事を配置しておりまして、これまで小学校には生徒指導主任という形で、生徒指導担当者として学校全体の生徒指導に係る中心的役割を果たしております。この度、小学校における問題行動等に対応するために、生徒指導主事として、県が昨日の3月25日の鳥取県議会において条例を改正をして、それを受けて本市においても運用できるように、このたび規則の一部を改正しようとするものでございます。以上です。

○浦林教育長 荒川委員。

○荒川委員 生徒指導主任という名前が主事になって、内容的にもいろいろ変わってくるのでしょうか。

○浦林教育長 平野学校教育課長補佐。

○平野学校教育課長補佐 これまでも生徒指導主任というところがございますたけれども、昨今の小学校においても不登校や暴力行為等、増加傾向や対応が非常に複雑化しているというふうなところで、小学校においても、これを主事というふうな形に、その職責に鑑みて変えていくということでございます。

○浦林教育長 処遇のこともちょっと説明してもらえますか。

○平野学校教育課長補佐 処遇につきましては、生徒指導主任でありますという手当もございませんが、生徒指導主事というふうになりますので教育業務連絡指導手当ということで1日200円支給されるようになるというふうなことでございます。以上です。

○浦林教育長 その他いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

(なしの声)

○浦林教育長 質疑がないようですので、採決いたします。

議案第23号については、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

○浦林教育長 異議がないようですので、議案第23号「米子市立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則の制定について」は、原案のとおり承認することといたします。

○浦林教育長 次に、議案第24号「米子市日吉津村中学校組合の解散に伴う関係教育委員会規則の整備に関する規則の制定について」を議題とします。

事務局から説明をお願いします。

永栄こども政策課長。

○永栄こども政策課長 議案第24号「米子市日吉津村中学校組合の解散に伴う関係教育委員会規則の整備に関する規則の制定について」ご説明申し上げます。

本議案は、令和7年度末をもって米子市日吉津村中学校組合が解散し、同組合が設置する箕蚊屋中学校が廃止され、令和8年4月1日から同校が米子市立中学校として設置されることなどに伴いまして、関係します5つの教育委員会規則について、一括して所要の改正を行おうとするものでございます。

主な改正内容につきましてご説明申し上げます。議案資料13ページをご覧ください。まず13ページから15ページにかけてになりますが、第1条、米子市公職選挙法による個人演説会等の開催のための施設に関する規則についてですが、公職の候補者等が個人演説会等を開催するために使用する公営施設として米子市立箕蚊屋中学校を定めるなど、必要な整備を行っております。

次に、15ページから16ページにかけてになりますが、第2条、米子市教育委員会事務局組織規則についてですが、こども政策課の所掌事務について所要の改正を行っております。

次に、同じく16ページ、第3条のところですが、米子市立学校児童生徒の学校指定に関する規則についてですが、米子市立箕蚊屋中学校の校区を定める改正をしております。箕蚊屋中学校の校区につきましては、従前どおり、箕蚊屋小学校区及び伯仙小学校区としております。なお、日吉津村の生徒につきましては日吉津村からの中学校事務の委託により、箕蚊屋中学校へ通学することになります。

次に、16ページから22ページにかけてになりますが、第4条、米子市立学校の管理運営に関する規則について、中学校組合の解散に伴い、教育課程の編成、生徒に対する措置、職員の組織及び管理等、手続に関しまして、必要な経過措置を定めるなどの所要の整備を行っております。

最後に、ページ飛びまして22ページをお開きください。第5条、米子市立学校の体育施設の利用に関する規則についてですが、こちらも中学校組合の解散

に伴い、処分、申請その他の行為及び損害賠償に関し、必要な経過措置を定めております。

この規則は令和8年4月1日から施行することとしております。説明は以上でございます。

○浦林教育長 質疑はありませんか。

(なしの声)

○浦林教育長 質疑がないようですので、採決いたします。

議案第24号については、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

○浦林教育長 異議がないようですので、議案第24号「米子市日吉津村中学校組合の解散に伴う関係教育委員会規則の整備に関する規則の制定について」は、原案のとおり承認することといたします。

○浦林教育長 次に、議案第25号「米子市立学校事務専決及び代決規程の制定について」を議題といたします。

事務局から説明をお願いします。

平野学校教育課長補佐。

○平野学校教育課長補佐 それでは議案第25号「米子市立学校事務専決及び代決規程の制定について」説明いたします。

26ページからになります。本議案は、米子市立学校事務専決及び代決規程について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第15条第1項の規定に基づいて次のとおり制定するものでございます。

改正の理由としましては、先ほどお諮りしました米子市立学校の管理運営に関する規則第26条及び第27条に関係しまして、小学校及び中学校の校長の権限に属する事務の一部の処理を、副校長及び教頭に専決又は代決させることについて必要な事項を定めるため、制定しようとするものです。

改正内容につきましては、1つ目が副校長及び教頭が専決することができる事項を定めることとする。2つ目が副校長及び教頭が専決をすることができる事項であっても、重要又は異例として認められる事項等については、校長の指揮を受けて専決をしなければならないこととすること。3つ目が専決又は代決を

した事務についての校長への報告について定めること。4つ目が副校長を置く学校における代決の順序を定めることとする。

なお、この規定につきましては、令和8年4月1日から施行することとしております。以上です。

○浦林教育長 質疑はありませんか。

(なしの声)

○浦林教育長 質疑がないようですので、採決いたします。

議案第25号については、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

○浦林教育長 異議がないようですので、議案第25号「米子市立学校事務専決及び代決規程の制定について」は、原案のとおり承認することといたします。

○浦林教育長 次に、議案第26号「米子市立学校教職員の服務に関する規程の一部を改正する規程の制定について」を議題といたします。

事務局から説明をお願いします。

永栄こども政策課長。

○永栄こども政策課長 議案第26号「米子市立学校教職員の服務に関する規程の一部を改正する規程の制定について」ご説明申し上げます。

議案資料の31ページ、こちらに議案の鑑文、次の32ページに規程の一部改正案、33ページに参考資料といたしまして、改正理由及び改正内容をそれぞれ記載しております。

33ページをご覧くださいながらご説明させていただきます。本事案につきましても、米子市日吉津村中学校組合の解散に伴い関係するこちらの教育委員会規程について、所要の改正を行うものでございまして、内容といたしましては箕蚊屋中学校の教職員の服務に関する手続について、必要な経過措置を定めるものでございます。

この規定は令和8年4月1日から施行することとしております。説明は以上でございます。

○浦林教育長 質疑はありませんか。

(なしの声)

○浦林教育長 質疑がないようですので、採決いたします。

議案第26号については、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

○浦林教育長 異議がないようですので、議案第26号「米子市立学校教職員の服務に関する規程の一部を改正する規程の制定について」は、原案のとおり承認することにいたします。

○浦林教育長 次に、議案第27号「令和8年度米子市立学校学校運営協議会委員の任命について」を議題とします。

事務局から説明をお願いします。

山中学校教育課担当課長補佐。

○山中学校教育課担当課長補佐 それでは、議案第27号「令和8年度米子市立学校学校運営協議会委員の任命について」ご説明いたします。

当日配付議案の3ページから5ページをご覧ください。本議案は、米子市立小中学校学校運営協議会における委員の任命について、教育委員会にお諮りするものです。委員の任期は、令和8年4月1日から令和9年3月31日です。各校の委員の氏名、所属等は、議案6ページから55ページに記載されている別紙1から別紙33のとおりでございます。以上でございます。

○浦林教育長 質疑はございませんでしょうか。

荒川委員。

○荒川委員 今、ご説明いただきまして、米子市中に協議会が設置されて、また次年度していただける方がたくさんいらっしゃるって、前向きに取り組んでいたいているんだなと嬉しく思う反面、やっぱりCSについては、10年、20年先のことを考えると、よりたくさんの方に関わっていただかないといけないのでそういったところも意識しながら1年間運営していただきたいと思います。

○浦林教育長 山中学校教育課担当課長補佐。

○山中学校教育課担当課長補佐 委員の人選につきましては、昨年度と数には大差はないのですが、先ほどおっしゃっていただいたとおり、保護者の若い力であるとか地域の若い力とかが生かせるように、校長会でありますとか各校の学校運営協議会委員に担当者が顔を出し、様々な調整を図ることで、これからの学校運営協議会委員が社会の変化に合わせて、より新たな形でいられるように、事務局としても学校支援してまいります。以上でございます。

○浦林教育長 荒川委員。

○荒川委員 それで、全校に設置されたとはいえ、市民のより多くの方に周知していただく方向性は、やっぱり間違っていないと思うので、関わっていただいている方だけにCSを一生懸命していただくのではなくて、1人でも多くの方に引き続き周知していただけるように、これまでもいろいろ研修ですとかいろんなことがあったかと思うんですけど、一般の市民の方に向けても引き続きそういった場を設けていただけると嬉しいと思いますのでよろしくお願いします。

○浦林教育長 その他いかがでしょうか。

(なしの声)

○浦林教育長 質疑がないようですので、採決いたします。

議案第27号については、原案のとおり任命することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

○浦林教育長 異議がないようですので、議案第27号「令和8年度米子市立学校学校運営協議会委員の任命について」は、原案のとおり任命することにいたします。

○浦林教育長 次に議案第28号「米子市社会教育委員の委嘱について」を議題とします。

事務局から説明をお願いします。

田中生涯学習課長。

○田中生涯学習課長 米子市社会教育委員の委嘱についてご説明をいたします。現在、本市では、11名、米子市社会教育委員として委嘱を行っております。

そのうちの9名の方々につきましては、今月31日をもちまして任期が満了となります。引き続き4月1日以降の2年間の任期の社会教育委員、資料にございます9名の方に委嘱をしようとするものでございます。説明は以上です。

○浦林教育長 質疑はありませんか。

(なしの声)

○浦林教育長 質疑がないようですので、採決いたします。

議案第28号については、原案のとおり委嘱することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

○浦林教育長 異議がないようですので、議案第28号「米子市社会教育委員の委嘱について」は、原案のとおり委嘱することにいたします。

○浦林教育長 次に、議案第29号「米子市スポーツ推進委員の委嘱について」を議題とします。

事務局から説明をお願いします。

成田経済部次長兼スポーツ振興課長。

○成田経済部次長兼スポーツ振興課長 そういたしますと、議案第29号「米子市スポーツ推進委員の委嘱について」ご説明させていただきます。これは、現在活動しておられます第11期米子市スポーツ推進委員のうち、1名の方から今年度末をもって辞職したい届け出がございましたことから、新たな委員をスポーツ基本法第32条第1項の規定により委嘱しようとするものでございます。新たな委員候補者の方は、和田公民館からご推薦いただきました岩田恵さんでございまして、委員の任期は前任者の在任期間であります令和8年4月1日から令和9年3月31日まででございます。説明は以上でございます。

○浦林教育長 質疑はありませんか。

(なしの声)

○浦林教育長 質疑がないようですので、採決いたします。

議案第29号については、原案のとおり委嘱することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

○浦林教育長 異議がないようですので、議案第29号「米子市スポーツ推進委員の委嘱について」は、原案のとおり委嘱することにいたします。

○浦林教育長 次に、議案第30号「令和8年度米子市美保中学校区義務教育学校開校準備委員会委員等の委嘱について」を議題とします。

事務局から説明をお願いします。

永榮こども政策課長。

○永榮こども政策課長 議案第30号「令和8年度米子市美保中学校区義務教育学校開校準備委員会委員等の委嘱について」をご説明申し上げます。

議案書の56ページを御覧ください。本議案は、令和8年度の米子市美保中学校区義務教育学校開校準備委員会の委員及び専門部会の部会員並びにアドバイザーの委嘱についてお諮りするものでございます。

まず、開校準備委員会の委員についてですが、委嘱しようとする委員は、議案の2に記載している一覧のとおりでございます。各地区や各PTAなどからの推薦に基づきまして、地区住民を代表する者として6名、小中学校の保護者を代表する者として6名、小中学校の管理職として4名、保育園代表として3名の合計19名を委嘱しようとするものでございます。

次に、58ページをお開きください。専門部会の部会員についてですが、今年度に引き続き、来年度も基本的には教育環境部会のみで開催を予定しております。教育環境部会の部会員に委嘱しようとする部会員は、議案4に記載している一覧のとおりでございます。こちら、各地区や各PTAなどからの推薦に基づきまして、地区住民を代表する者として3名、未就学児の保護者を代表する者として3名、小中学校の保護者を代表する者として4名、小中学校の管理職を代表する者として1名、小中学校の教職員を代表する者として4名の合計15名を委嘱しようとするものでございます。

最後に、アドバイザーについてですが、59ページをご覧ください。こちらの6に記載しておりますとおり、今年度に引き続き、島根大学教育学部の吉田先生にお願いしたいと考えております。

こちらいずれの役職も任期は令和8年4月1日から令和9年3月31日までとしております。説明は以上でございます。

○浦林教育長 質疑はありませんか。

(なしの声)

○浦林教育長 質疑がないようですので、採決いたします。

議案第30号については、原案のとおり委嘱することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

○浦林教育長 異議がないようですので、議案第30号「令和8年度米子市美保中学校区義務教育学校開校準備委員会委員等の委嘱について」は、原案のとおり委嘱することにいたします。

○浦林教育長 次に、報告第4号「教育委員会の権限に属する事務に係る教育長の臨時代理の報告について」を議題とします。

事務局から説明をお願いします。

永榮こども政策課長。

○永榮こども政策課長 報告第4号「教育委員会の権限に属する事務に係る教育長の臨時代理の報告について」、ご報告申し上げます。

議案資料(当日追加分)の3ページをお開きください。米子市教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則第4条第1項の規定に基づき、教育長が事務を臨時に代理いたしましたので、同条第2項の規定によりご報告するものでございます。初めに、1、臨時に代理した事務につきましては、米子市教育委員会事務局職員の人事異動についてでございます。その内容については、次のページ、4ページ以降の令和8年4月1日付人事異動表のとおりでございます。

次に、2、臨時代理を行った日は、令和8年3月25日でございます。

次に、3、臨時代理を行った理由につきましては、教育委員会事務局職員の人事異動について、緊急に処理をする必要があり、かつ、教育委員会の会議を招集する時間的余裕がなかったため、教育長が臨時に代理したものでございます。報告は以上でございます。

○浦林教育長 質疑はありませんか。

(なしの声)

○浦林教育長 本日の議事は、すべて終了しました。

以上をもちまして、令和８年第５回米子市教育委員会定例会を閉会いたします。

閉 会

午前１０時３４分